

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和7年11月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力</p> <p>④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力</p> <p>⑤所得情報提供</p> <p>⑥年金裁定請求書、未支給年金等の申請の受付・報告</p> <p>⑦障害基礎年金等受給者の現況届の受付・報告</p> <p>⑧障害基礎年金等給付に係る相談及び受付・報告</p> <p>⑨その他上記に関連する業務</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)番号法第9条第1項及び別表の46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3092

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバーの収集について、申請時に本人からのマイナンバーの取得を行い、職員が確認することを徹底している。システムへの入力時は、対象の宛名の重複チェック及びマイナンバーの入力結果をダブルチェックで確認しており、入力誤りの防止に努めている。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	年1回のセキュリティ監査時にマイナンバーの取扱い等に関する確認テストを実施しており、結果が芳しくなかった部署については個別監査を実施し、マイナンバー利用事務従事者に対する教育・啓発を実施している。また、職員を雇用する際(会計年度任用職員含む)及び人事異動が生じた場合は、セキュリティ研修を各課で実施するよう義務付けている。	
-------	---	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため 番号法第9条第1項及び別表第一の第31の項	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため 番号法第9条第1項及び別表第一の第31の項	事前	
令和5年6月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用			事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	袖ヶ浦市 市民健康部 保険年金課	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	保険年金課長 石井 俊一	課長	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	袖ヶ浦市 総務部 総務課 行政班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	袖ヶ浦市 市民健康部 保険年金課 後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話	袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・賦課徴収班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電	事後	
令和5年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年2月1日時点	2023/6/9	事後	
令和5年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年2月1日時点	2023/6/9	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	1. 国民年金システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サー	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名シス テム 3. 中間サーバー	事後	
令和5年6月9日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の第31の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月9日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月9日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和7年11月1日	様式変更	旧様式による記載	標準化及び新様式への移行に伴う再実施 法令上の根拠の記載修正 リスク対策に判断の根拠を追加 軽微な修正	事前	
令和7年11月1日	IV リスク対策 9.監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	
令和7年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2024/5/1	2025/11/1	事前	
令和7年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/5/1	2025/11/1	事前	